

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年2月17日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

金沢水再生センターNo.10自家発用ディーゼル機関燃料噴射ポンプ緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

金沢区幸浦一丁目17番地

3 契約日

令和3年9月28日

4 履行日又は履行期間

令和3年9月28日から令和4年1月28日まで

5 契約金額

¥1,743,500.-（うち消費税及び地方消費税額¥158,500.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社

エンジン・エナジー事業部

サービス部長 新開 修二

神奈川県相模原市中央区田名3000番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

自家発用ディーゼル機関が燃料噴射ポンプの不具合により運転に支障をきたしています。自家発用ディーゼル機関は、停電及び台風等の大雨時に汚水処理や排水機能を確保するための電力を供給する発電設備の原動機で、施設の機能を確保するための重要な設備です。緊急に復旧しないと金沢区全域と磯子区、港南区の一部からなる金沢処理区の汚水処理や雨水排除を停止しなければならなくなり市民生活に重大な支障を及ぼすため、当該随意契約を行う必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

今回施工対象となるディーゼル機関は、三菱重工業株式会社が設計・製造・据付を行

ったもので、独自の技術により設計・製造し総合的に調整を行い据付まで行われております。そのため復旧においては機器の機能や仕様を熟知した専門の技術者でないと施工は行えません。仮に設備を熟知しない他社が施工した場合には、図面等では読み取れないノウハウの不足による工期の長期化や組付けの不具合により機能が発揮されないのはもちろんのこと、事故につながる危険性も高くなります。

三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社は、三菱重工業株式会社のエンジンおよびターボチャージャ事業を承継している事業者であり、専門技術者を擁し、本工事の施工が唯一可能な事業者です。したがって、三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社と随意契約いたしました。

9 所管課

環境創造局下水道施設部南部下水道センター